

## 広島市緑化推進審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市緑化推進審議会規則（昭和50年7月19日規則第72号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、広島市緑化推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選出)

第2条 規則第6条第1項の規定による会長及び副会長の選出は、規則第4条の規定により委嘱された委員（以下「委員」という。）で、会議に出席した委員の全員に異議がないときは、指名推薦の方法により行う。ただし、異議のあるときは、無記名投票により行うものとする。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、原則として会議の開催の日の7日前までに、委員及び議事に関係のある規則第5条第2項の規定により委嘱された臨時委員に通知して行うものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

(代理出席)

第4条 規則第4条第1項第4号の規定による委員でやむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、当該委員の属する機関の職員である者を、代理者として出席させることができる。この場合において、代理者の出席は、規則第7条に規定する委員の出席とみなす。

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となる。

(専門部会)

第6条 審議会に必要な応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開により行うものとする。ただし、議長において必要があると認めるときは、審議会にはかかって、非公開により行うことができる。

2 前項本文の会議の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この運営要領は、昭和50年12月9日から施行する。

(施行期日)

この運営要領は、平成13年10月29日から施行する。